

第二期

一関市子ども・子育て支援事業計画

「いちのせき子育てプラン」

令和2年3月

岩手県 一関市

はじめに

少子化に伴い、子ども・子育てを取り巻く環境が変化し、子育て支援に対するニーズが多様化する中、行政サービスのあり方についても、保健・福祉・医療・教育をはじめとする総合的かつ多面的な支援の充実が必要となっています。



当市ではこれまで、子育て世代への支援を最優先で取り組むべき施策の一つとし、子育て世代の経済的な負担の軽減をはじめ、一人の子どもが生まれてから社会人として自立するまでの成長過程に応じ、点から線へ、その線をより太いものへ、そして、その太い線がやがて面となっていくような切れ目のない支援を行うため、各種の施策に取り組んでまいりました。

平成27年度に策定した第一期「一関市子ども・子育て支援事業計画」では、仕事と子育ての両立を目指し、認定こども園化や小規模保育事業等の導入による待機児童対策や放課後児童クラブの拡充など、働く親の負担を軽減し、子どもが育つ環境の質の向上と地域のニーズに応じた多様な子育て支援に取り組んできたところです。

このたび策定した令和2年度から令和6年度までを期間とする「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」では、第一期計画の理念を踏まえつつ、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域社会全体で子育てを支援していくことを目指し、当市で子育てをする皆様が、安心して子育てができ、住み続けたいと思っただけの施策をよりきめ細かに展開してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、熱心にご議論をいただきました一関市子ども・子育て会議委員の皆様や、アンケート調査にご協力をいただき貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様に、衷心より御礼を申し上げます。

令和2年3月

一関市長

勝部 将

目次

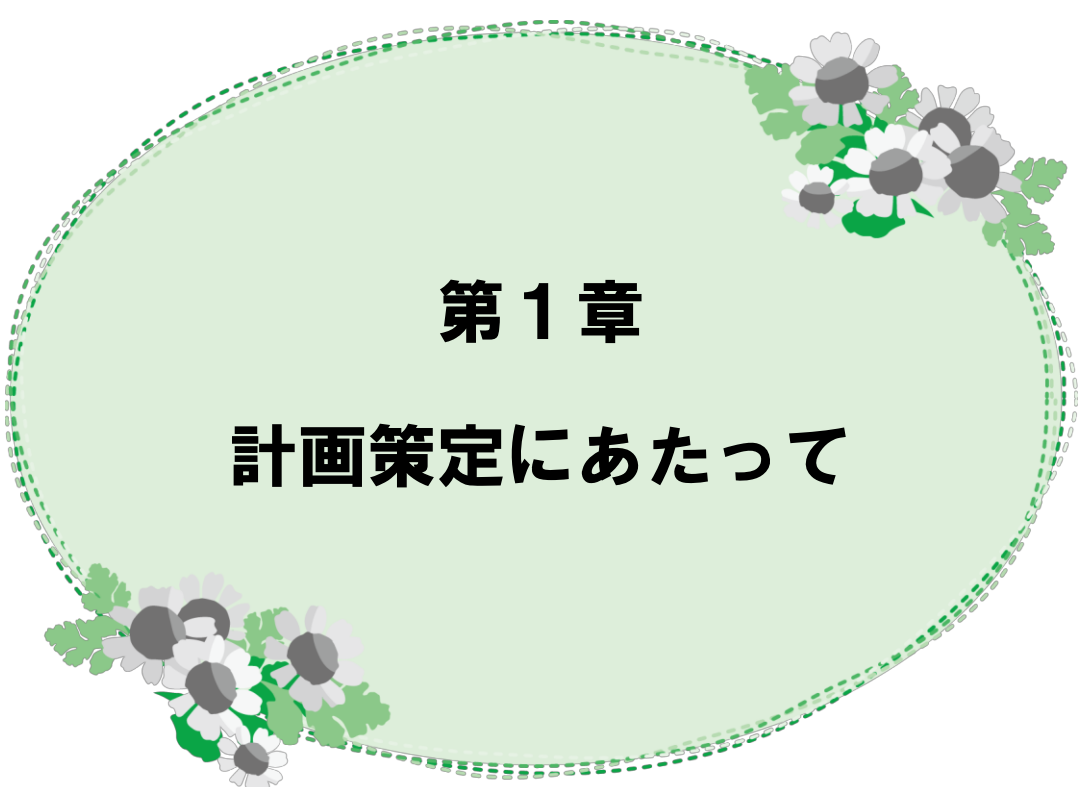


第1章 計画策定にあたって.....	3
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	3
第2節 計画の位置付け.....	4
第3節 他計画との関係.....	4
第4節 計画期間.....	5
第5節 計画の策定体制と住民意見の反映.....	5
第2章 子ども・子育て環境の現状と課題.....	9
第1節 人口・世帯の状況.....	9
1 人口の状況.....	9
2 出生の状況.....	11
3 世帯の状況.....	12
4 結婚の状況.....	13
第2節 女性の就労状況.....	15
1 就業率と労働力率の状況.....	15
第3節 保育サービス等の現状.....	16
1 幼稚園・保育所・認定こども園.....	16
2 子育て支援事業.....	18
3 子育て短期支援事業.....	18
第4節 子どもの健全育成.....	19
1 放課後児童クラブ・放課後子ども教室.....	19
(1) 放課後児童クラブ.....	19
(2) 放課後子ども教室.....	20
2 児童相談等の状況.....	22
第5節 母子保健事業等の現状.....	23
1 母子保健事業の状況.....	23
(1) 母子保健相談.....	23
2 障がい児療育事業の状況.....	24
(1) 発達支援相談.....	24
(2) かるがも教室（児童発達支援事業）.....	25
(3) 音楽療法等.....	26
(4) 幼児ことばの教室相談・通級等.....	26

第6節	ひとり親をめぐる状況	27
1	ひとり親世帯等調査	27
2	子どもの食事の摂取状況	27
3	学習支援の利用希望	28
4	降園後や放課後の過ごし方	28
第7節	子どもの貧困をめぐる状況	29
1	子どもの貧困率	29
2	岩手県子どもの生活実態調査結果（一関市の状況）	30
第8節	子育てに関するアンケート調査結果	31
1	調査目的	31
2	調査・集計	31
3	調査項目	31
4	回収結果	32
5	グラフの見方	32
6	調査の結果概要	33
	（1）家庭の状況	33
	（2）子ども・子育て支援	34
	（3）職業生活と家庭生活との両立	46
第9節	現行施策・事業の評価等	51
第10節	当市における子育て支援に関わる課題	56
第3章	計画の基本的な考え方	59
第1節	基本理念	59
第2節	基本目標	60
第3節	施策体系	62
第4章	子ども・子育て支援施策の展開	65
第1節	子ども・子育て支援事業の充実	65
1	教育・保育事業等の提供区域	65
2	教育・保育の区分の設定	66
3	教育・保育施設、地域型保育事業の確保策	66
	（1）教育・保育の量の見込み	66
	（2）確保の方策	67
4	教育・保育施設の確保の方策の今後の方向性	71
5	地域型保育事業の充実	71
6	幼児期の教育・保育の一体的提供	72
	（1）質の高い幼児期の教育・保育の提供	72

(2) 教育・保育の一体的な提供の推進	72
(3) 幼稚園、保育所及び認定こども園と小学校との連携の推進	72
7 地域子ども・子育て支援事業の充実	73
(1) 利用者支援事業	73
(2) 地域子育て支援拠点事業【おやこ広場事業・子育て支援センター事業】	74
(3) 妊婦健康診査	75
(4) 乳児家庭全戸訪問事業【こんにちは赤ちゃん事業】	76
(5) 養育支援訪問事業その他の要支援児童要保護児童の支援に資する事業	76
(6) 子育て短期支援事業	77
(7) ファミリー・サポート・センター事業	78
(8) 一時預かり事業	79
(9) 延長保育事業	81
(10) 病児・病後児保育事業	82
(11) 放課後児童クラブ【放課後児童健全育成事業】	83
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	84
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	85
第2節 子育てを支える仕組みづくり	86
1 相談支援の充実	86
2 母子保健の充実	86
3 経済的負担の軽減	87
4 地域で支える仕組みづくり	87
第3節 職業生活と家庭生活との両立の推進	88
1 多様な就労の実現	88
2 仕事と子育ての両立の推進	88
第4節 要保護児童等への対応と取組の推進	89
1 児童虐待防止対策等の充実	89
2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	89
3 障がい児施策の充実	90
4 特別な配慮を要する子どもへの配慮	90
第5節 低所得世帯の子どもへの支援の充実	91
1 社会的孤立の防止	91
2 支援情報の確実な提供	92
第5章 計画の推進	95
第1節 計画の推進体制と進行管理	95
1 計画の推進体制	95
2 計画の進行管理	95

第2節 計画推進のための各主体の役割	96
1 家庭の役割	96
2 地域の役割	96
3 学校及び教育・保育施設の役割	97
4 事業主の役割	97
5 関係団体の役割	98
6 行政の役割	98
資料編	101
1 一関市子ども・子育て会議条例	101
2 一関市子ども・子育て会議委員名簿	102
3 審議経過	103
4 制度改正等のポイント	104
(1) 子ども・子育て支援法の改正	104
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	104
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	105
5 用語解説	106



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、少子化が急速に進行し、子どもや子育てをめぐる環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭が少なくありません。また、就労形態の多様化や共働き家庭の増加等に伴い、保育や放課後の安全・安心な居場所のニーズ等が年々増加しており、すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支える仕組みが求められています。

これらの課題を解決するため、国においては、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートしました。

その後、保育や放課後児童クラブの待機児童の解消を目指して、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されたほか、令和元年10月には、保護者の負担軽減のため、社会保障・税一体改革による財源を活用した「幼児教育・保育の無償化」が完全実施されました。

当市でも、「子ども・子育て支援新制度」の施行を受け、「一関市子ども・子育て支援事業計画『いちのせき子育てプラン』」（以下「第一期計画」という。）を平成27年3月に策定し、「子育てに喜びを感じ、家族の絆と地域で支え合うまちづくり」の実現のため、子育て支援に関する様々な取組を推進してきました。

このたび、第一期計画の計画期間が令和元年度に終了することから、国の動向や市民ニーズ、第一期計画の成果や課題を踏まえ、これまで実施してきた施策をさらに推進し、地域社会全体で子育てを支援していくために、「第二期一関市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



第2節 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法の第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

計画の策定に当たっては、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」を包含したものとして策定します。

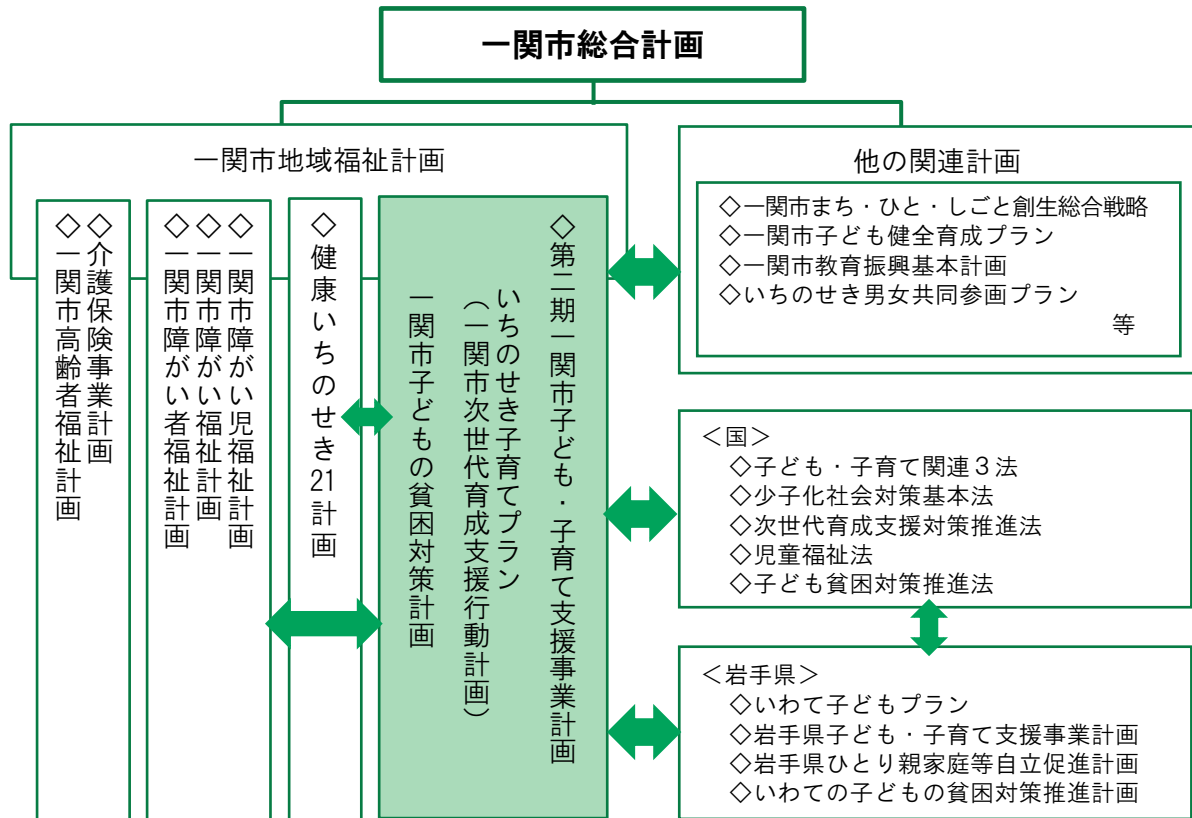
また、SDGsの理念や目標を共有し、本計画とSDGsの一体的な推進を目指します。

※「SDGs（エスディージーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年9月の国連サミットで採択された、国際社会共通の目標です。

第3節 他計画との関係

当市のまちづくりの基本計画である「一関市総合計画」を上位計画として、まちづくりの目標の一つに掲げる「自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち」の実現に向けた子育て支援に係る分野別計画であり、関連計画との調和を図るものです。

■ 他計画との関係





第4節 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を一期として、令和元年度に策定しました。

なお、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の方策」を対比して、乖離^{かいり}がある場合のほか、国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合には、その後の施策・事業を効果的に進めるため、「一関市子ども・子育て会議」等の意見を聞きながら、必要に応じて見直すものとしま

■ 計画期間

H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31/R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
一関市子ども・子育て支援事業計画 「いちのせき子育てプラン」					第二期 一関市子ども・子育て支援事業計画 「いちのせき子育てプラン」				

第5節 計画の策定体制と住民意見の反映

保護者、事業従事者、関係団体代表、知識経験者等から構成される「一関市子ども・子育て会議」において、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、当市の子育て支援等に関わるニーズを把握するため、平成31年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量や子育て支援施策の推進方策の検討資料として活用しました。

計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、広く市民から計画に対する意見等を聞き、計画書に反映できるよう努めるとともに、庁内関係各課等においても協議検討を行い、当市を事業主体として策定しました。

